

## 補足：原則（8時間／日・40時間／週）の計算方法では

### 第1週

所定労働時間が8時間／日・40時間／週であり、実際の労働時間も同じなので法定時間外労働はなし。

### 第2週

各日について所定労働時間 $\leq$ 8時間、週所定労働時間（38時間） $<$ 40時間なので所定労働時間についての割増はなし。

所定労働時間を超えた部分について13日(金)は8時間を超えて労働しているので割増が必要なのは**1時間**。

14日(土)について一日に労働させた時間 $4+3=7$ 時間 $<$ 8時間となるが、

一週間において $6+6+7+7+8+(4+3)=41$ 時間なので割増が必要となるのは1時間。

よって第2週で割増が必要となるのは **$1+1=2$ 時間**。

### 第3週

各日の所定労働時間で8時間超の日が19日(木)と20日(金)であり、さらに20日(金)においては所定時間外労働1時間があるので賃金の割増が必要な時間数は **$2+2+1=5$ 時間**。

### 第4週

各日の労働時間 $<$ 8時間。1週間の労働時間 $6+6+8+8+(4+2)+(4+2)=40$ 時間  
法定労働時間40時間／週なので割増は必要ない。

### 第5週

各日の労働時間 $\leq$ 8時間、週の労働時間数 $<$ 40時間なので割増は必要ない。

第1週から第5週までの計算によりこの一ヶ月では

$$1+2+5=8 \text{ 時間}$$

1か月変形の労働時間制で計算した場合の割増が必要な時間数は3.9時間なのでこの場合**約4時間分**の差が出るということになります。時給800円と仮定すると約4千円の差です。  
このケースでは1か月変形を利用した方がお得ですが、業種による特徴や勤務形態によりそれぞれベストな労働時間制は異なってきます。

十分に吟味した上で決定し、必要な書類を調製・届出を行って下さい。